

高齢者の肺炎球菌予防接種の 自己負担金免除の手続きについて

次の方は、肺炎球菌予防接種の際に証明書等を提出すると自己負担金が免除になります。

●自己負担金免除対象者

- ① 今年度の市民税が非課税である世帯に属する方
- ② 生活保護法による被保護世帯に属する方

●申請の方法

以下のうち 1 種類を医療機関で予防接種を受ける際に提出すれば、自己負担金の免除が受けられます。

1.自己負担金免除申請による方法

(見本 1)

- ① 「高齢者肺炎球菌予防接種自己負担金免除申請書」記入し、健康課(丸亀市役所 2 階)、綾歌・飯山市民総合センター、又は本島・広島市民センターに提出して下さい。
- ② 対象者には「高齢者の肺炎球菌予防接種実施における自己負担金について」、「高齢者肺炎球菌予防接種実施における自己負担金について」が発行され、予防接種を受ける際に医療機関に提出すれば、自己負担金が免除されます。

2.介護保険における負担限度額認定証(写し)

(見本 2)

介護保険サービスを利用されている方で、負担限度額認定証をお持ちの場合は、コピーを取り、予防接種を受ける際に医療機関に提出すれば、自己負担金が免除されます。

3.今年度の介護保険料に関する通知書(写し)

(見本 3)

- ① 6 月末時点で 65 歳以上の方には、介護保険料に関する通知書が 7 月ごろ届きます。
- ② 介護保険料に関する通知書(2 ページ目)の市民税賦課(本人)・市民税(世帯)の欄において、ともに「非課税」と印字されている場合は、コピーを取り、予防接種を受ける際に医療機関に提出すれば、自己負担金が免除されます。

4.今年度の介護保険料 納入通知書(写し)

(見本 4)

- ① 7 月以降に 65 歳になる方には、介護保険料納入通知書が誕生月翌月に届きます。
- ② 納入通知書の本人・世帯の欄において、ともに「非課税」と印字されている場合は、コピーを取り、予防接種を受ける際に医療機関に提出すれば、自己負担金が免除されます。

1. 自己負担金免除申請による方法

見本 1

丸亀市長 松永 恭二 (公印有効)

高齢者の肺炎球菌予防接種実施における
自己負担金について

このことについて、下記の者が医療機関で予防接種を受ける際に自己負担金の免除が認められます。なお、自己負担金については本人から徴収せず、この旨を医療機関に届出してください。

住所	丸亀市
氏名	
生年月日	昭和 年 月 日
性別	
印	

- 健康課等窓口にて申請して下さい。
- 申請手続きの際には、窓口に来られる方の身分証明書を持参して下さい。同一世帯以外の方が手続きされる場合は、委任状が必要です。

2. 介護保険における 負担限度額認定証 黄色の用紙(写し)

見本 2

介護保険負担限度額認定証

交付年月日 令和 年 月 日

番号

住所

フリガナ

氏名

生年月日

適用年月日

有効期限

療養の負担限度額	(介護予防) 短期入所生活(療養)介護	1,000 円
	その他のサービス	650 円
	ユニット型個室	1,310 円
		1,310 円
		820 円
		1,310 円
		370 円

丸亀市印

有効期限を過ぎていないことを確認し、コピーをとり予防接種を受ける際に医療機関に提出してください

3. 今年度の介護保険料に関する通知書(写し)

見本 3

丸亀市長 松永 恭二

介護保険料 納付通知書

2 ページ

老齢福祉年金	免除
市民税賦課(本人)	非課税
市民税(世帯)	非課税

●2 ページ目の丸で示した被保険者氏名と市民税賦課(本人・世帯)欄の部分が分かるようにコピーを取り、予防接種を受ける際に医療機関に提出して下さい。

毎年、7 月ごろに介護保険料に関する通知書が市税務課より届きます。

見本 4

介護保険料 納入通知書

介護保険料が次の通り決定しましたので通知します。

世帯・本人の部分が分かるようにコピーを取り、予防接種を受ける際に医療機関に提出して下さい。

7 月以降に 65 歳になる方には、誕生月の翌月に納入通知書が市税務課より届きます。